

(案)

4 府 国 運 第 号
令和 4 年 1 2 月 日

府中市長 高 野 律 雄 様

府中市国民健康保険運営協議会
会 長 横 田 実

令和 5 年度の国民健康保険税率等のあり方について（答申）

令和 4 年 1 1 月 7 日付 4 府市保第 4 7 8 号で諮問のありました標記について、
別紙のとおり答申いたします。

令和5年度の国民健康保険税率等のあり方について（答申）

（案）

府中市国民健康保険運営協議会

1 審議の経過

令和4年11月7日に府中市長から「令和5年度の国民健康保険税率等のあり方について」の諮問を受け、国民健康保険制度の動向や他市と比較した府中市の現状及び昨今の物価高の状況等を踏まえ、審議を行った。

2 審議の内容

(1) 国民健康保険の状況及び府中市の現状について

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被保険者の所得水準が被用者保険等と比較し低く、保険税の確保が困難であることなどの構造的な問題から、厳しい財政運営の下、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填を行っている。

平成30年度の制度改正に伴い、共同運営を行っている東京都が策定した、東京都国民健康保険運営方針では、国民健康保険財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るために、保険給付に見合った保険税率の設定、保険税の徴収、保健事業の展開等により、医療費の適正化に取り組むこととされている。また、一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いることとなるために、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減に、計画的・段階的に取り組む必要があるとされている。

その中で、府中市においても国保財政健全化計画を策定しているが、今回事務局より提示された改定案の上げ幅で今後も2年ごとに税率改定を行った場合、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填額の解消予定年度としている令和20年度でも10億円以上の赤字額が残る試算である。

(2) 物価高騰等に関する状況と府中市の対応について

物価高騰に関して、国等による消費者物価の動向や生活意識に関するアンケート調査結果から、食料品やエネルギー分野を始めとする値上がりや、物価の高騰となり、消費者の暮らしや事業者の経営に大きな影響を与えている状況である。府中市においては、この状況を受けて、令和4年9月に「コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策事業」の生活支援対策として補正予算を計上し、市議会で可決されるなど、市民生活への影響を考慮した対応を行っている。

(3) 2つの改定案及び審議に際しての意見

事務局から提示があった2つの改定案について、それぞれの改定案は、税率及び賦課限度額は変わらないものの、均等割額について、改定案①では10円単位が含まれており、改定案②では10円単位は含まれていない

ものとなっている。

委員からは、赤字補填の解消に向けて今後保険税率等を引き上げていくことは必要だと思うが、来年度の改定は、据え置いた方がよいのではないかとの意見や、昨今の物価高を考慮すると、来年度に改定を行うことは慎重に検討した方がよいといった意見があった。なお、税率を据え置くとした場合でも賦課限度額は引き上げた方がよいのではないかといった意見もあったが、改定案①及び②に関して、どちらが望ましいかといった意見はなかった。

その後、今回出た意見を踏まえて、会長と事務局により改定案の絞り込みを行うことを全会一致で了承した。

今回の審議内容及び会長と事務局の協議により決定した改定案に基づき、総合的な見地から審議し、次の結論に達した。

3 結論

府中市は、多摩26市内で比較すると、一人当たり所得は平均より高めだが、一人当たり保険税額は低く、一人当たり法定外繰入金が高い状況にあることから、府中市の国民健康保険財政の健全化に向けた税率等の見直しは避けられないが、長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等を勘案し、被保険者の負担増の影響は、最小限となるよう配慮する必要があるため、改定案①に基づき、保険税率等について、次のとおり改定することが適当である。

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	計
所得割率	4.81 %	1.51 %	1.58 %	7.90 %
増減	+0.06 P	+0.03 P	+0.03 P	+0.12 P
均等割額	24,120 円	7,740 円	10,140 円	42,000 円
増減	+400 円	+300 円	+300 円	+1,000 円
賦課限度額	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円
増減	+2 万円	+1 万円	0 万円	+3 万円

4 付帯意見

所得割率・均等割額の見直しに当たっては、昨今の物価高騰が市民生活や市内経済に甚大な影響を及ぼしていることなどを十分に考慮し、特に低所得者の負担増とならないよう柔軟な対応を検討すること。

賦課限度額については、低所得者への影響が少ないことから、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填の状況を踏まえ、引き上げの実施を検討すること。